

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	個人情報データベース等から除外されるものに関する規定の整備		
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号:03-6457-9748	e-mail:g.hourei@ppc.go.jp
評価実施時期	平成28年7月29日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b>            利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを政令で定めることで、必要性の低い規制を排し、個人情報取扱事業者の負担を緩和することを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b>            次の要件を満たすものを、個人情報データベース等から除外されるものと規定する。具体的には、市販の電話帳等が該当する。            ・不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであり、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものではないこと。            ・不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。            ・生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。</p> <p><b>【必要性】</b>            利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを個人情報データベース等から除外し、個人情報取扱事業者の負担を緩和するためには、政令において明確に規定する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	個人情報の保護に関する法律施行令改正案第3条(個人情報データベース等)	
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	今般の政令案の規定は、規制の対象となる情報の範囲を狭めるものであるため、個人情報取扱事業者における遵守費用は増加しない。		
(行政費用)	今般の政令案の規定は、規制の対象となる情報の範囲を狭めるものであるため、個人情報保護委員会における行政費用は増加しない。		
(その他の社会的費用)	今般の政令案で規定する要件に合致する名簿類(市販の電話帳等)を構成する個人情報には、個人情報保護法における安全管理措置義務や第三者提供の制限等の規定が適用されないこととなるが、そもそも誰でも購入可能な情報であるため、これらの規定が適用されないことによる個人の権利利益への影響は極めて限定的である。		
規制の便益	便益の要素		
(遵守便益)	今般の政令案で規定する要件に合致する名簿類(市販の電話帳等)を構成する個人情報については、これを第三者に提供する際の本人同意の取得や、漏えい等を防ぐために必要な安全管理措置の実施等が不要となるため、これに必要な消費者への説明や同意書等の書面の作成、安全管理のための物品の購入費用や職員への研修の費用等の各種費用が減少する。		
(行政便益)	今般の政令案で規定する要件に合致する名簿類(市販の電話帳等)を構成する個人情報については、安全管理措置義務や第三者提供の制限等の規定が適用されないこととなるため、個人情報保護委員会における監督等に必要な行政費用も減少する。		
(その他の社会的便益)	今般の政令案で規定する要件に合致する名簿類(市販の電話帳等)の取扱いに関する過剰な規制の適用が除外されることにより、有用な情報の適正な流通・利活用が推進される。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上述のとおり、各種便益の増大に比べ、費用の増加は極めて限定的となることから、今般の政令案は妥当と考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	特になし。		
レビューを行う時期又は条件	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)附則第12条第3項において、施行後3年ごとの見直しが規定されている。		
備考			